

## 司法修習費用の給費制復活を求める会長声明

本年7月27日、裁判所法一部改正法案が可決、成立した。この改正法では、修習資金の貸与については、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から検討が行われるべきであるとし、政府は法曹の養成に関する制度について新たに設置する機関での意見等を踏まえて1年以内に検討を加える、とされている。また、今回の改正では、衆議院法務委員会において附帯決議がなされており、そこでは、「我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様な有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること」とされている。

ここ数年の法曹志望者激減という現象の背景には、法曹となるために要する経済的負担の重さがあると考えられる。経済的に十分な余裕がなければ、大学、法科大学院の学費の負担は大きいと言わざるを得ず、司法修習費用の給費制の廃止（貸与制の導入）はそれに追い打ちをかけていると言わざるを得ない。

このような経済的理由による法曹志望者の減少は、「多様な人材を法曹界に」という司法改革の目的に反するばかりか、法曹という司法権の担い手について国がその養成に責任を持つ必要があるはずであるにもかかわらず、その養成に費用を支給せず「無収入」を強いる制度自体の合理性にすら疑問がある。

当会は、これまで、「司法修習生に対し給与を支給する給費制の継続を求める会長声明」（2009年6月9日）、「司法修習生に対する給費制の存続を求める決議」（2010年5月21日）、「司法修習生の給費制を1年延長する『裁判所法の一部を改正する法律』成立に伴う今後の取組にあたっての会長声明」（2011年2月23日）、「司法修習専念義務の重要性に鑑み『給費制』の維持を求める会長声明」（2011年6月29日）、「市民の声に基づき『給費制』の維持を求める会長声明」（2011年8月22日）、「法曹養成制度の抜本的な見直しと給費制の維持に関する会長声明」（2011年12月26日）などにより、給費制の維持を強く求めてきた。給費制の復活の可能性が与えられたことについては立法府に敬意を表するが、給費制復活が議論の前提となっていないことは遺憾である。

当会は、司法修習生に対する公平な経済的配慮の観点から、過去にさかのぼって給費制を復活されるよう、政府に対して強く求めるものである。

2012（平成24）年8月31日

佐賀県弁護士会 会長 安 永 宏